メイプルかめだ

就労継続支援Ｂ型 料金表

１．施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.17 円（1 単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には９０％が代理受領額、１０％が自己負担額となります。

①基本サービス費（訓練等給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	職員配置	請求単位 （単位/日）	請求額 （円／日）
就労継続支援 Ｂ 型 サービス費（Ⅰ）	６：１	624	6,346

・定員２１人以上４０人以下の給付費単価となっております

②各種加算

※　　部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります。

加算項目		請求単位 （単位/日）	請求額 （円／日）
1	福祉専門職員配置等加算Ⅱ	10	101
2	目標工賃達成指導員配置加算	40	406
3	目標工賃達成加算	10	101
4	初期加算	30	305
5	利用者負担上限額管理加算	150	1,525
6	福祉介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	月の総単位数×109／1,000（単位）	

1.常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を２５％以上配置

2.目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置

3.前年度の平均工賃が前々年度と比較して、国の平均額以上に向上した場合

4.利用開始日から起算して３０日以内の期間について算定

5.事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の１割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて１か月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が２割軽減されます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種　別	世帯の範囲
１８歳以上の障がい者 （施設に入所する１８、１９歳を除く）	障がいのある方とその配偶者

区　分	対　　象　　者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般１	市民税課税世帯（年収概ね６００万円以下）	９,３００円
一般２	一般１以外の課税世帯	３７,２００円

２．食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として記載の金額を頂きます。

食事代（昼食）	実費
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和８年６月１日現在